

令和 6 年度久留米市在宅医療・
介護連携推進協議会

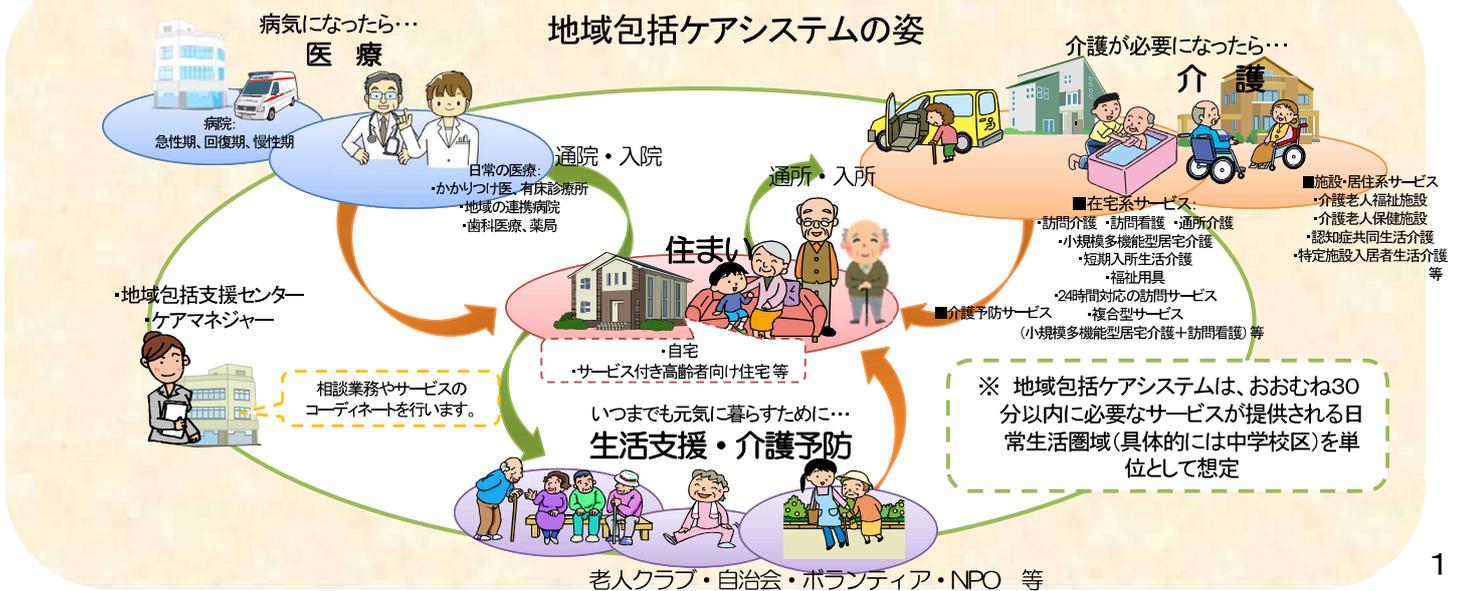
～在宅医療・介護連携
推進事業の概要～

久留米市健康福祉部保健所健康推進課

R 7 . 3 . 2 5

地域包括ケアシステムの構築について

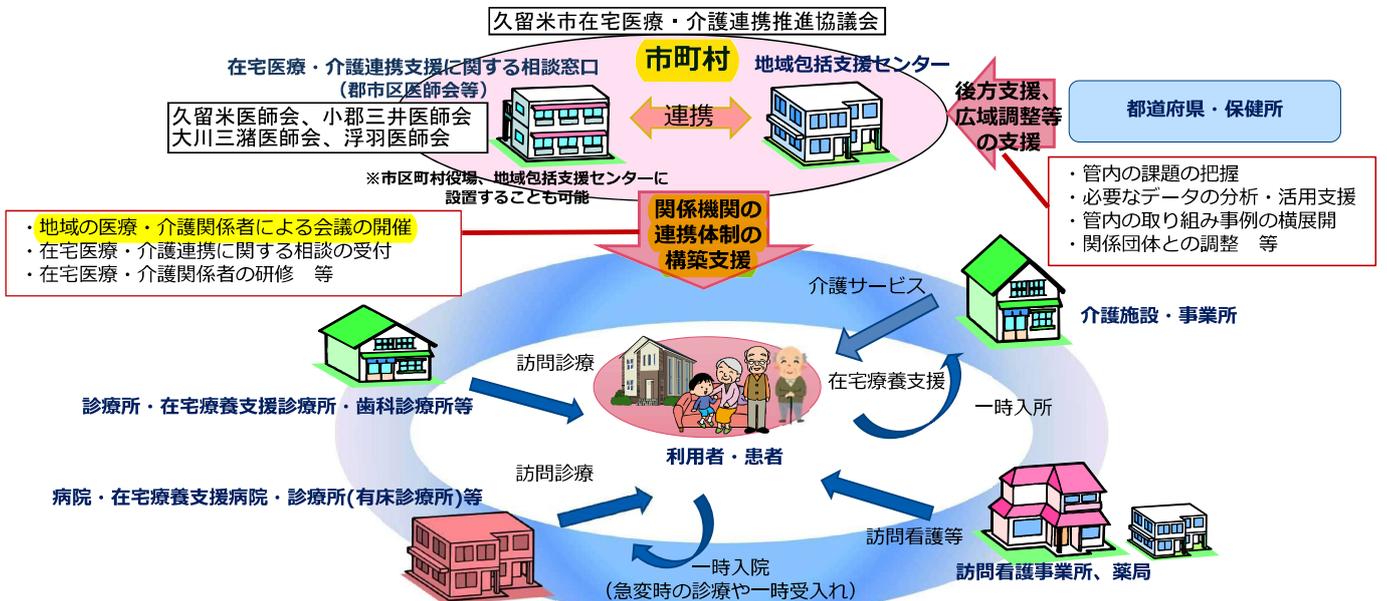
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



1

在宅医療・介護連携の推進

- **医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関(※)が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。**
- (※) 在宅療養を支える関係機関の例
 - ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等 (定期的な訪問診療等の実施)
 - ・病院・在宅療養支援病院・診療所(有床診療所)等 (急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施)
 - ・訪問看護事業所、薬局 (医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等)
 - ・介護施設・事業所 (入浴、排せつ、食事等の介護、リハビリテーション、在宅復帰、在宅療養支援等の実施)
- **このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。**



2

介護保険給付・地域支援事業の全体像

【財源構成】	介護給付（要介護1～5）		
	予防給付（要支援1～2）		
国：25%	地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業 （要支援1～2、それ以外の者） <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス（配食等） ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○ 一般介護予防事業 	
都道府県：12.5%		包括的支援事業 ※（）内は事業担当課 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの運営（長寿支援課） （介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実） ○ 在宅医療・介護連携推進事業（保健所健康推進課） ○ 認知症総合支援事業（長寿支援課） （認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等） ○ 生活支援体制整備事業（地域福祉課） （コーディネーターの配置、協議体の設置 等） 	
市町村：12.5%			任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費適正化事業 ○ 家族介護支援事業 ○ その他の事業
1号保険料：23%			
2号保険料：27%			
【財源構成】			
国：38.5%			
都道府県：19.25%			
市町村：19.25%			
1号保険料：23%			

参考条文

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～三（略）

四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）

五・六（略）

3～5（略）

（市町村の連絡調整等）

第百十五条の四十五の十 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

2 市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。

3 都道府県は、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する支援に努めるものとする。

○介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

（法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業）

第百四十条の六十二の八 法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、市町村が、同号に規定する連携を推進するに当たり、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築を目的として行う次に掲げる事業であって、地域支援事業(同号に規定する事業を除く。)その他の在宅医療及び介護に関する施策との連携を図るものとする。

一 地域における在宅医療及び介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携(以下「在宅医療・介護連携」という。)に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、在宅医療・介護連携に関する施策の企画及び立案(医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者(以下この条において「医療・介護関係者」という。))と共同して行うものとする。)、並びに医療・介護関係者に対して周知を行う事業

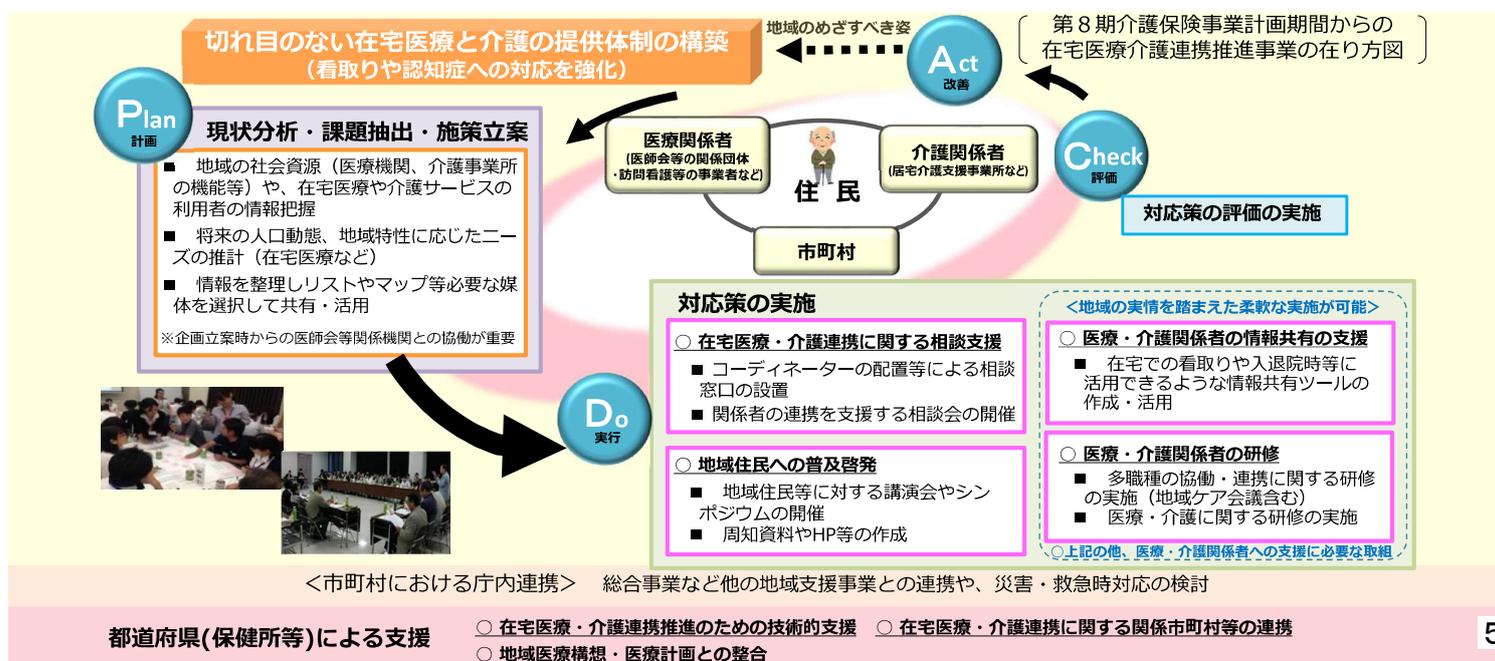
二 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

三 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業

四 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業

在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



5

在宅医療・介護連携推進事業の手引き 改訂の要旨

- 平成26年介護保険法改正により市町村が実施する地域支援事業の包括的支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業（以下、「本事業」とする）が位置付けられ、平成27年度から市町村は順次、8つの事業項目を開始してきた。
- 本事業の円滑な実施のために「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer.1（介護保険最新情報vol.447）」（以下、「手引き」とする）を作成、具体的な取組を例示し、平成27年3月に周知を行う。
- さらに、平成29年介護保険法改正においても、市町村における在宅医療・介護連携推進事業の導入及び充実を図るとともに、都道府県による市町村支援の役割を明確にするために、手引きを改訂。「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer.2（介護保険最新情報vol.610）」として、平成29年10月に周知してきたところ。
- そして、本事業の開始から数年が経過し、現在では、8つの事業項目に限らず、認知症や災害に関する取組をあわせて実施するなど、地域の実情を踏まえた在宅医療・介護連携の取組が実施されつつある。一方で、「将来的な本事業のあるべき姿をイメージできていないこと」を課題としてあげる等、本事業の構造や進め方についての理解が不足している状況もみられ、8つの事業項目を行うこと自体が目的になっているのではないかと指摘もある。
- このような中で、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって本事業でめざす姿の実現がなされるよう、手引きを改訂。「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer.3」として、令和2年9月に発出。

1 改訂のポイント

- PDCAサイクルに沿った具体的な運用ができるような構成に再編
- 目標の設定の必要性や事業マネジメントの考え方、都道府県の役割の明確化
- 高齢者の状態像の変化と出来事のイメージに沿った、4つの場面を意識した考え方
- 好事例の横展開を図るため、事例の掲載



★在宅医療・介護連携推進事業の手引き(Ver.3)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666660.pdf>

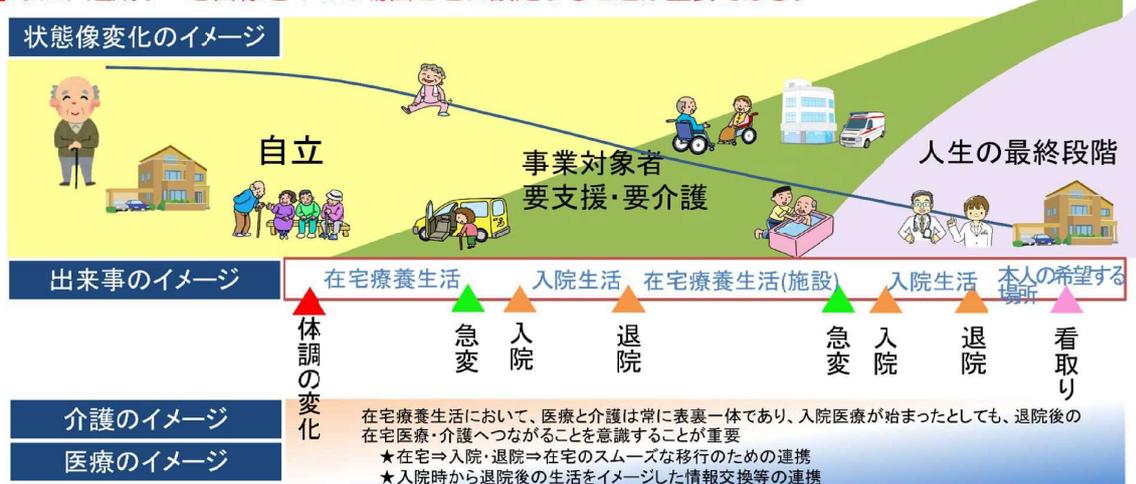
6

在宅医療・介護連携推進事業の手引き 改訂の要旨（抜粋）

4 「第2章 市町村における事業の進め方」の要旨

● 4つの場面を意識したPDCAサイクルの考え方と展開例 P23

- ライフサイクルにおいて、場面毎に必要な医療と介護のサービスの比重は変わるものの、地域において在宅療養者が医療と介護を必要とする場合には、医療と介護が連携し、高齢者が住み慣れた地域で最期まで生活することができるような支援が必要である。
- 在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療の場面を生かしつつ、さらに、入院時から退院後の生活を見据えた取組ができるよう、高齢者のライフサイクルを意識したうえで、本事業においては、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識して取り組む必要がある。なお、この4つの場面は、双方が重なり合っていることも少なくないことに留意が必要である。
- 4つの場面ごとの現状分析・課題抽出・目標設定等を行う前提として、地域のめざすべき姿を必ず設定し、その目的を実現するために、達成すべき目標を4つの場面ごとに設定することが重要である。



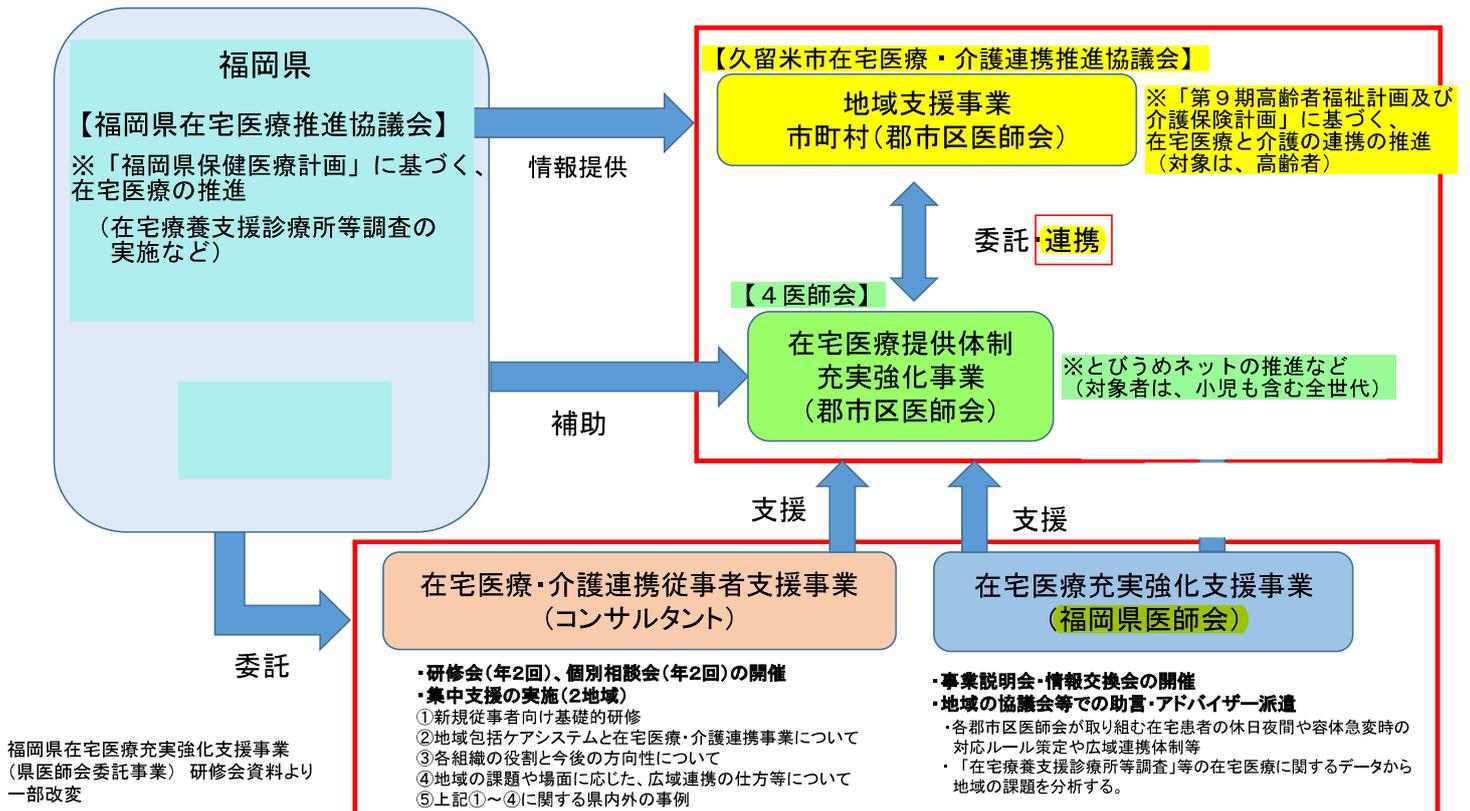
在宅医療と介護連携イメージ（在宅医療の4場面別にみた連携の推進）



福岡県における在宅医療の課題と取組み

必要な体制	課題（第8次福岡県保健医療計画）	取組み（令和6年度事業）
① 日常の療養支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築の更なる推進 ・切れ目ない在宅医療提供サービスを提供するための体制整備 ・効率的・効果的な多職種連携の推進 ・がん患者等に対する在宅における緩和ケア療養体制の整備 ・高齢者向け住宅・施設への医療・介護の連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県在宅医療推進協議会運営事業 診療情報ネットワーク活用拡大事業 在宅医療提供体制充実強化事業 在宅医療・介護連携従事者支援事業 地域在宅医療支援センター事業 地域在宅医療支援センター機能強化事業 小児等在宅医療推進事業 医療的ケア児在宅医療移行促進事業 病院関係職員在宅医療推進研修事業 訪問看護ステーション連携強化・看取り促進事業 訪問看護ステーション支援事業 在宅歯科同行訪問研修事業 デイホスピス定着促進事業 精神科病院における医療保護入院者退院支援委員会推進事業 在宅ボランティア養成事業 在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業
② 退院支援と急変時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・入院早期から退院後の生活を見据えた退院支援の充実 ・患者の病状急変時に入院受け入れをする医療機関を各地で確保する 	
③ 患者が望む場所での看取り	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携の推進、看取りを支える診療所や訪問看護ステーションを増やす ・患者本人が人生の最終段階においてどのような医療やケアを受けたいか本人の意思や希望を反映した療養体制の構築 	

9



【久留米市における在宅医療・介護連携推進事業】

4つの場面	日常の療養支援の場面	入退院支援の場面	急変時の場面	看取りの場面
<p>目指すべき姿 (イメージ)</p>	<p>医療・介護関係者の多職種協働によって患者・利用者・家族の日常の療養生活を支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた場所で生活が出来るようにする。</p>	<p>入退院の際に、医療機関、介護事業所等が協働・情報共有を行うことで、一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるようになる。</p>	<p>医療・介護・消防(救急)が円滑に連携することによって、在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の急変時にも、本人の意思も尊重された対応を踏まえた適切な対応が行われるようにする。</p>	<p>地域の住民が、在宅での看取り等について十分に認識・理解をした上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、<u>人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように</u>、医療・看護関係者が、対象者本人(意思が示せない場合は、家族)と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援する。</p>
<p>市民向け取組み (意思決定支援など)</p>	<p>【R1年度～】市民に対するACPに関する普及・啓発 (「私の生き方ノート」の作成、広報久留米での啓発、ポスターの作成、市民公開講座、出前講座)</p>			<p>ACP部会</p>
<p>医療・介護従事者向け 取組み (連携促進、本人意思を支える取組み)</p>	<p>【H28年度～】入退院調整ルールの策定・周知・運用 ケアマネ名刺入れの配布</p> <p>入退院調整部会</p>		<p>4医師会の在宅医療提供体制充実強化事業(とびうめネットの推進など)、アザレアネット運営委員会</p>	
<p>介護施設向け 取組み (介護施設の医療対応力の強化)</p>	<p>【H30年度～】在宅医療・介護連携センター事業 (4医師会に設置。医療介護従事者の相談窓口、研修実施など)</p> <p>業務委託</p>		<p>【R2年度～】専門職に対するACP研修 (E-FIELD研修、医療介護従事者へのACP研修)</p> <p>ACP部会</p> <p>【R2年度～】救急医療連携の取組み (DNAR症例の情報共有、医療介護従事者への研修)</p> <p>【R6年度～】施設職員に向けた看取り研修</p>	